

関島社会保険労務士事務所便り

2012年
5月号

社会保険労務士・行政書士
関島康郎

〒125-0041
東京都葛飾区東金町2-7-12
電話：03-3609-7668
FAX：03-3609-5010
HP：<http://www.srseki.info>



改正された「労働者派遣法」の概要

◆法律名変更で「労働者の保護」を明確に

派遣労働者の保護を目的とする「改正労働者派遣法」が成立し、4月6日公布されました。施行期日は「公布の日から6カ月以内」とされています。

法律の正式名称も「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の**就業条件の整備等**に関する法律」から「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の**保護等**に関する法律」に変更されました。また、**改正の目玉であった登録型派遣及び製造業務への派遣の禁止規定については、今回の法案から削除されています。**

改正法の主な内容は次の通りです。

◆事業規制の強化

(1) 日雇派遣（日々または30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣）の原則禁止（適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務の場合、雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外）

(2) グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止

◆派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善

(1) 派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化

(2) 派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮

(3) 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合（いわゆるマージン率）などの情報公開を義務化

(4) 雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、1人当たりの派遣料金の額を明示

(5) 労働者派遣契約の解除に際して、派遣元および派遣先における派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当等の支払いに要する費用負担等の措置を義務化

◆違法派遣に対する迅速・適格な対処

(1) 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす

(2) 処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備する

高額療養費の自己負担限度額での支払い 4月から通院にも適用

高額療養費の現物給付とは

高額療養費は、原則として病院に高額の治療費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた部分について請求により払い戻される制度です。これまで患者の負担軽減を図るため、入院の場合に限って「現物給付」といって窓口で自己負担限度額のみを支払えばよいことになっていました。

それが、この4月以降は通院（外来診療）にも適用されることになっています。このことにより、患者の金銭負担は軽減されるとともに、請求モレ・請求忘れが減少するものと思われま

高額療養費の仕組み

高額療養費は、医療機関や薬局の窓口（内科・歯科・入院・通院別で同一の医療機関）で支払った一部負担金（入院時の食費や差額ベッド代等は除く）が暦月で一定の額を超えた場合に、その超えた金額を医療保険制度が負担し、その金額を支給する制度です。

この自己負担上限額は、年齢や所得によって異なり、協会けんぽの場合では表のようになっています。なお、組合健保の場合は組合独自の付加給付と呼ばれる制度が設けられている場合があります、その場合は、さらに低いものとなります。

70歳未満の場合	1か月の自己負担上限額	多数回該当の場合
上位所得者 (標準報酬月額 53万円以上)	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
一般所得者	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
低所得者 (市町村民税非課税者)	35,400円	24,600円

70歳以上の場合	1か月の自己負担上限額		多数回該当の場合
所得区分	外来（個人ごと）		
現役並み所得者 (標準報酬月額 28万円以上)	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
一般所得者	12,000円	44,400円	適用無し
低所得者Ⅱ (市町村民税非課税者)	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ(所得のない人)		15,000円	

世帯合算制度

複数の受診や同じ世帯にいる他の方（同じ医療保険に限る）の自己負担額を1か月単位（暦月）で合算できます。但し、70歳未満については21,000円以上の自己負担額のみが合算されます。

多数回該当制度

直近12か月間にすでに3回以上の高額療養費の支給を受けている場合には、多数回該当となり、その月の上限額がさらに引下げられます。

下請の労働者が労災事故に遭った時の災害補償

当社は、マンションや戸建ての建築を請け負っている会社です。先日、当社の建築現場の内装工事を請け負っている下請A社の従業員Bが作業中に転落して骨折し、休業をすることになりました。すると、Bから当社に対して、災害補償をするように求められました。当社はBと労働契約を締結しているわけではないので、BはA社に請求するべきであり、Bの請求に応ずる必要はないと思いますが、よろしいでしょうか。

労働基準法では、災害補償を行うべき者は、原則として、使用者としていますが（労基法75条）、建設事業にあつては、労基法87条で例外的に元請事業者を使用者とみなすことを定めています。下請労働者の労災を下請事業者に補償させるには文書の引受契約が必要であり、労災保険を下請事業主に適用させるには厚生労働大臣の認可が必要です。

労働基準法の建設事業の特例

労働基準法では、災害補償を行うべき者は、原則として、使用者としていますが（労基法75条以下参照）。しかし、貴社は、マンション等の新築工事を請け負い、元方としてA社に内装工事を下請に出しているとのこと。

このような建設の事業の場合、労基法87条は、例外的に元請を使用者とみなすことを定めており、また、「労働保険の保険料徴収に関する法律」8条においても、同様の趣旨の規定がされています。

下請会社の労働者を労災保険の対象から分離するには一定の要件が必要であり、厚生労働大臣の認可があったときのみとなります。

建設の請負事業は法律上一括適用

労災保険に係る保険関係が成立している建設事業においては、下請負事業が元請負事業

に法律上当然に一括適用されます。その事業を一つの事業とみなし、元請負事業主のみが当該事業の事業主とされます。元請事業主は下請の労働者を含めて当該事業に使用される労働者について労災保険料の納付義務及び労災事故の補償義務を負うこととなります。

下請事業の分離

下請事業のうち、下請事業の事業規模が労働保険概算保険料の額で160万円以上又は請負金額で1億9千万円以上であるときは、元請人・下請負人共同申請で、厚生労働大臣の認可を受けて下請事業を独自の事業主として分離することができます。

下請事業主の特別加入

請負事業の一括適用において、元請会社の労働者とみなされる者は下請会社の労働者のみで、下請事業主は労働者ではありません。そのため、中小事業主が労災保険の適用を受けるための特別加入制度があります。中小事業主が労災保険に特別加入するには、労働保険事務組合に労働保険事務処理を委託することができる者に限られています。

当事務所では中小事業主等及び一人親方等の特別加入手続きの取扱いも行っておりますのでご利用ください。

●男性の育休取得者 2.63%、過去最高

厚生労働省が4月26日に公表した2011年度の雇用均等基本調査によると、男性の育児休業取得者の割合は2.63%で、前回調査（1.38%）に比べ1.25ポイント上昇し過去最高となった。女性の取得率は4.1ポイント上昇の87.8%だった。（4月27日）

●生活保護制度見直しへ

厚生労働省は、生活保護制度の見直しについて社会保障審議会で議論を始めることを明らかにした。今秋にも見直し案をまとめ、来年の通常国会に改正案を提出する考え。増加し続ける生活保護受給者の自立を促すとともに、医療費抑制や不正受給対策を徹底する方針。（4月26日）

●総人口、前年比25万9千人減

総務省は4月17日、2011年10月1日現在の人口推計を公表した。外国人を含む総人口は1億2,779万9,000人で、前年に比べ25万9,000人(0.20%)減少した。日本人人口は20万2,000人減の1億2,618万人だった。総人口に占める65歳以上人口の割合は23.3%で、前年より0.3ポイント上昇した。

●パワハラ認定で慰謝料／岡山のトマト銀行

トマト銀行（岡山市）の50代の元行員がパワハラにより退職を余儀なくされたとして、同行と上司に損害賠償を求めた訴訟の判決で、岡山地裁は、精神的苦痛を認め慰謝料など110万円の支払いを命じた。（4月19日）

**●雇用助成金不正受給企業を公表**

東京労働局は雇用調整助成金等を不正に受給したことが確認された企業名を公表した。不正受給額が1千万円を超える会社は、(株)インベース(1,857万円)、(株)陽成社(1,754万円)、(株)平賀創建(1,343万円)、(株)東京・ビジネス・ラボラトリー(1,323万円)、(株)テックス(1,154万円)、(株)アイデアソリューションズ(1,131万円)。（4月9日）

●厚年保険料逃れの事業所の実名公表へ

厚生労働省は、厚生年金の加入義務を怠っている事業所の収納対策をまとめた。指導に従わない事業所は実名を公表し、告発も検討している。保険料を支払わない事業所は2011年度で約11万件あり、すべてを指導の対象とし、3年以内に半数の事業所を加入させることを目指すとしている。（4月1日）

●障害者雇用、改善見られない企業名公表

厚生労働省は3月30日、「障害者雇用促進法」の規定に基づき、指導を繰り返したにもかかわらず障害者の雇用状況に改善が見られなかった企業名を公表した。(株)RAJA、スカイマーク(株)、(株)ホスピタリティの3社で、このうちRAJAは再公表。

●韓国、下請派遣労働者の直接雇用を認める

韓国の大法院（最高裁判所）は2月23日、現代自動車工場で2年以上働き、解雇された下請企業労働者を実質的な派遣労働者と認定し、派遣労働者保護法のみなし雇用規定に基づき、現代自動車との直接雇用関係を認める最終的な判決を下した。